

令和5年3月
国 税 庁

「租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三第三十四項
に規定する国税庁長官が定めるファイル形式を定める件
(国税庁告示第6号)」の概要

- 1 令和5年度税制改正に伴い、租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第十八条の十五の三第三十四項の規定に基づき、国税庁長官が定めるファイル形式を次のように定める。
 - ・ XML形式又はCSV形式
- 2 この告示は、令和5年4月1日から適用する。